

ID: 169

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	八頭町山村開発センター条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第132号		
<p>【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第8条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は開発センターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。 (3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。</p> <p>2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、町は、その責めを負わない。</p>			
<p>【基準】 根拠条文及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用における措置) 第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日